

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成19年11月21日

京都市長 梶本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

京都市左京区岩倉長谷町608番地の9

井口 照雄

2 建築協定の名称

京都市左京区長谷住宅地区建築協定

3 建築協定区域

京都市左京区岩倉長谷町517番地の22, 517番地の24から517番地の28まで, 517番地の31から517番地の33まで, 517番地の42, 517番地の43, 517番地の45から517番地の52まで, 517番地の55, 517番地の139, 517番地の143, 517番地の153, 517番地の154, 517番地の159, 577番地の4, 577番地の5, 577番地の8, 577番地の11, 577番地の15から577番地の17, 577番地の19, 577番地の21, 577番地の22, 577番地の27, 605番地の2から605番地の12まで, 608番地の1, 608番地の3から608番地の11まで, 622番地の1, 622番地の2, 622番地の4から622番地の9まで, 622番地の12, 622番地の13, 622番地の17から622番地の20まで, 622番地の22, 622番地の23, 622番地の26, 622番地の27, 622番地の29, 622番地の32, 622番地の33, 622番地の36, 622番地の37, 622番地の39, 622番地の48, 622番地の50, 622番地の51, 622番地の53, 622番地の56,

622 番地の 57, 622 番地の 60, 622 番地の 63, 622 番地の 66, 622 番地の 67, 622 番地の 78 から 622 番地の 80 まで, 622 番地の 83, 622 番地の 84, 622 番地の 87, 622 番地の 88, 622 番地の 91, 622 番地の 92, 622 番地の 95, 622 番地の 96, 622 番地の 99, 622 番地の 100, 622 番地の 102, 622 番地の 106, 622 番地の 109, 622 番地の 111, 622 番地の 112, 622 番地の 115, 622 番地の 118, 622 番地の 122, 622 番地の 123, 622 番地の 126, 622 番地の 128, 622 番地の 130, 622 番地の 135 から 622 番地の 140 まで, 622 番地の 142, 622 番地の 146, 622 番地の 148, 622 番地の 149, 625 番地の 2, 625 番地の 6, 625 番地の 8, 627 番地の 2, 627 番地の 4 から 627 番地の 11 まで及び 1415 番地並びに同区岩倉忠在地町 20 番地の 2, 33 番地の 5, 33 番地の 7 及び 33 番地の 13

#### 4 建築協定区域隣接地

京都市左京区岩倉長谷町 517 番地の 29, 517 番地の 30, 517 番地の 44, 517 番地の 140 から 517 番地の 142 まで, 517 番地の 144, 517 番地の 145, 517 番地の 147, 517 番地の 148, 517 番地の 155, 577 番地の 6, 577 番地の 7, 577 番地の 9, 577 番地の 10, 577 番地の 12, 577 番地の 23, 577 番地の 25, 577 番地の 26, 577 番地の 28, 593 番地の 2, 599 番地の 3, 600 番地の 1 から 600 番地の 3 まで, 608 番地の 2, 616 番地の 2, 622 番地の 14, 622 番地の 70, 622 番地の 74, 622 番地の 75, 622 番地の 77, 622 番地の 93, 622 番地の 94, 622 番地の 105, 622 番地の 113, 622 番地の 119, 622 番地の 129, 622 番地の 131, 622 番地の 133, 622 番地の 134, 622 番地の 141, 622 番地の 144 及び 625 番地の 5 並びに同区岩倉忠在地町 32 番地の 1, 32 番地の 2, 33 番地の 1, 33 番地の 6, 33 番地の 8 から 33 番地の 12 まで, 33 番地の 14, 34 番地の 1, 34 番地の 3 から 34 番地の 6 まで, 34 番地の 9, 35 番地の 1, 35 番地の 4 及び 35 番地の 6 から 35 番地の 8 まで

#### 5 建築協定の事項

建築物の敷地，構造，用途，形態及びその他の事項

6 協定の期間

10年

7 認可年月日及び番号

平成19年11月13日付け第13-005号

(都市計画局建築指導部建築指導課)